

## 文化庁「100年フード」ロゴマークの使用申請について

令和5年3月3日、「名古屋コーチンの食文化」が、文化庁の認定する「近代の100年フード（明治・大正に生み出された食文化）部門」に認定されました。今後、希望される協会会員には、商品やポスター、名刺等に「100年フード」のロゴマークを使用して頂けることとなりました。

### 「100年フード」とは

我が国の多様な食文化の継承・振興への機運を醸成するため、地域で世代を超えて受け継がれてきた食文化を、100年続く食文化「100年フード」と名付け、文化庁が地域の推進団体と共に継承していくことを宣言するもので、以下の認定基準を満たしたものを対象に100年フード有識者委員会により認定される。

認定基準（①～③迄の全ての基準を満たしていること）

- ① 地域の風土や歴史・風習の中で個性を活かしながら創意工夫され、育まれてきた地域特有の食文化
- ② 地域において、世代を超えて受け継がれ、食されてきた食文化
- ③ その食文化を、地域の誇りとして、100年を超えて継承することを宣言する団体が存在する食文化

※100年フードホームページより抜粋 (<https://foodculture2021.go.jp/hyakunenfood/>)

ロゴマークの使用にあたっては、以下のような申請が必要です。

### 1 申請者

一般社団法人名古屋コーチン協会の会員で、名古屋コーチン鶏卵肉の生産者、流通業者、加工品製造業者、料理店、その他名古屋コーチンの普及に貢献すると思われる業者、団体。

### 2 申請にあたっての条件

- ・文化庁の「100年フード」の創設意義をご理解頂けること。
- ・100年フード事務局が定める「ロゴマーク使用の手引き」を遵守頂けること。
- ・名古屋コーチンの普及促進にご尽力頂けること。
- ・加工品を対象とする場合、その素材に於ける名古屋コーチンの使用割合が 50%以上 であること。

### 3 申請方法

- ・「100年フード」ロゴマーク使用申請書に必要事項を記入の上、名古屋コーチン協会事務局まで提出下さい。
- ・提出頂いた内容を事務局で審査し、承認された場合はロゴマークの印刷データを提供いたします。
- ・ロゴマーク下の文章は、協会で加えたものであり変更可能ですが、申請時に必ず変更後の文章を記入して下さい。

### 4 使用対象品目

- ・名古屋コーチンの鶏肉・鶏卵、名古屋コーチンを材料の一部に使用した加工品（使用割合は 50%以上）の包装紙、ポスター、チラシ、ホームページ等のPR媒体、関係者の名刺等。



## 「100年フードロゴマーク使用の手引き（抜粋）」

### 1. 本ロゴマークの使用許可等

(1) 以下の者は、100年フードの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用することができます。

①新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関

②100年フードに認定された団体（以下「認定団体」という。）

(2) (1)に関わらず、以下の者は、100年フードの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、上記(1)②の認定団体に対し、事前に届け出を出した上で、本ロゴマークを無償で使用することができます。

①100年フードに認定された食文化の継承・振興の取組を推進するため、認定団体が必要と認める地方公共団体、団体、個人 事前届け出の際には、以下の事項を明記し、提出してください。

・申請者の名称、住所、代表者、担当者、連絡先（TEL、E-mail）

・使用目的

・使用方法（具体的に記載のこと。使用方法が分かる図等があれば添付のこと。）

なお、認定団体は、上記使用の状況を文化庁に報告するものとします。

### 2. 本ロゴマークの使用条件

(1) ロゴマークの使用について、文化庁は、認定団体がロゴマークを利用した商品・サービスの品質等の保証責任を負わないものとします。

(2) ロゴマークを利用した商品・サービスについて、文化庁はその正確性、適法性、合目的性等を何ら保証するものではないものとします。

(3) ロゴマークを利用した商品・サービスの使用を行うことについて、第三者の権利等を何ら侵害するものであってはならないものとします。

(4) ロゴマークを利用した商品・サービスについて、文化庁は、それが法令、条例、規約等に抵触しないことについて何ら保証するものではないものとします。

### 4. 本ロゴマークの使用手法

(1) 本ロゴマークの使用手法及び使用の範囲は、「100年フードロゴマークマニュアル」の通りとします。

(2) ロゴマークを利用する団体及び個人（以下「利用者」という。）が、ロゴマークを改変して利用することはできません。

(3) 文化庁又は事務局は、ロゴマークの利用に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとします。

(4) ロゴマークの利用期間は、認定団体が100年フード認定を受けている期間を限度とし、文化庁又は事務局からの期間終了の連絡がない限り継続します。

(5) 以下のようなロゴマークの利用は、禁止します。

①個別の商品、利用者が提供するサービス及びその他の法人・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとしての利用

②法令や公序良俗に反すると認められるような利用

③事務局の認めない募金活動と関連付けての利用

④他の企業・団体や他人の商品・サービスを誹謗中傷するような利用

⑤その他100年フードの趣旨に反すると認められるような利用

(6) ロゴマークの利用により問題が生じた際、文化庁及び事務局は、一切責任を負いません。ロゴマークの利用や表現にあたっては、利用方法や表現に十分注意の上、利用者の責任においてお願いします。

「100年フード」ロゴマーク使用申請書

受付日	令和 年 月 日
申請日	令和 年 月 日

申請者の名称	住 所 (所在地)			
株式会社 ○○○	〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町			
代表者氏名	担当者所属	担当者氏名	連絡先	
			TEL : ( ) Email :	
使用目的				
使用方法				
(具体的に記載すること。使用方法が分かる図等があれば添付のこと)				

## ロゴマークの使用例

①



ロゴマークのみ

③



②



④



※ロゴマーク下の文字や外枠は、内容や色等、各自で修正・変更する事は可能ですが、どのような文言や枠を使用するかは、予め申請の際に申請用紙の使用方法の欄に記入し、事務局の承認を得て下さい。

何か、不明な点がございましたら、名古屋コーチン協会事務局までお知らせ下さい。  
一般社団法人名古屋コーチン事務局 TEL：052-951-7510、FAX：052-253-6658